産 業 医 業 務 委 託 仕 様 書

1　履行期間

令和７年４月１日（火）から令和８年３月３１日（火）まで

2　履行場所（対象事業場）：計７事業場

千葉市消防衛生管理規程第３条に掲げる事業場

（１）消防局の各課（消防学校含む。）

（２）各消防署（出張所を含む。）

3　対象者

千葉市消防局に所属する職員（以下「職員」という。）

4　業務内容

労働安全衛生法、労働安全衛生規則及び千葉市消防衛生管理規程に規定する産業医の職務を実施すること。主たる業務は以下のとおり。

（１）職員の健康管理、職場巡視、その結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

（２）巡視時に衛生委員会が同時に開催される場合には、出席して助言指導を行うこと。

（３）心理的な負担の程度を把握するための検査結果に基づく面談、指導助言、書類確認、必要な措置に関すること。

（４）過重労働者への面談、指導助言、書類確認、必要な措置に関すること。

（５）作業環境の維持管理に関すること。

（６）作業の管理に関すること。

（７）（１）から（６）までに掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。

（８）職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

（９）上記各事項に関する局長、総括衛生管理者及び所属長に対する勧告並びに衛生管理者への指導・助言

（１０）その他健康・衛生管理に関する事項

5　その他

（１）上記４に掲げる業務を行う際、千葉市内に相談及び面接等の実施に必要な施設を用意すること。また、その際の費用は受注者が負担すること。

（２）上記４（１）に掲げる巡視を実施する際は、日程等の詳細事項を別途消防局総務部人事課と協議すること。また、決定した日程に基づき、巡視を実施する際の交通費は受注者が負担すること。

（３）上記４（３）に係る検査の実施から結果報告までについては、千葉市役所の市長事務部局で委託された業者に依頼をすることとする。

（４）上記４（３）及び（４）に係る産業医等の職務（面談等）については、必要に応じて別途契約し、費用を支払うものとする。

（５）本業務は、個人情報を取扱う事務が含まれているため、原則再委託を禁止とする。